

令和4年6月23日

県内他市の「学区外通学（就学）」の状況について

学校教育課

小・中学校の通学区域は、住民登録している住所地によって定められており、指定された学校に通学することが原則になっている。

「学区外就学認可基準」

＜新潟市＞

1 転居（転居予定）の場合

転居（転居予定）により指定された学校指定日が学年の途中の場合、転居前（転居後）の学区の学校への就学を認める。（その学期または学年の終了まで、希望により卒業まで）

2 留守家庭の場合

児童の下校後、家庭においてその児童を保護する人がいない場合、保護する人が居住または在宅介護する学区の小学校への就学を認める。

3 地域的学区外の場合

通学路の安全性や距離的な問題、地域の特性を考慮して、一部の地域（許可地域）について「指定学校以外の特定の学校」への就学を認める。

4 ひまわりクラブ（放課後児童クラブ）の場合

学区外のひまわりクラブへ入会を希望し、相当の理由があると認められた場合、入会希望のひまわりクラブが設置された小学校への就学を認める。（原則は、3学年の終了まで）

5 部活動の場合

入部したい部活動が指定された中学校にない場合、希望部活動のある中学校への就学を認める。

（隣接学校区で、自宅から最も近い学校区とする。小学校時に活動実績があることが条件。）

6 疾病等の場合

疾病や障がいで指定された学校への通学が困難な場合、または治療のために専門病院等へ通院しなければならない場合、通学や通院が容易な学校への就学を認める。

7 教育的配慮の場合

いじめ、不登校、家庭環境等による児童生徒の精神的な問題点が、転校することにより解消されると判断される場合、学区外就学を認める。（転居前の学区の学校への就学、小学校から中学校への延長、兄弟姉妹関係も認める。）

<長岡市>

- 1 転居（予定）の場合
- 2 留守家庭の場合
- 3 教育的配慮の場合
- 4 部活動の場合
- 5 学区外就学特例校の場合
- 6 学区外就学許可区域の場合（通学距離、受入学校の施設設備、合理性等を教育委員会が判断する）

<上越市>

- 1 特別支援学級のある学校への通学を希望する場合
- 2 転居（予定）の場合
- 3 留守家庭の場合
- 4 教育的配慮の場合

<三条市>

- 1 特別支援学級への入級の場合
- 2 疾病等の理由による場合
- 3 教育的配慮の場合
- 4 転居（予定）の場合
- 5 部活動の場合
- 6 家庭環境（留守家庭・児童クラブ）の場合

<十日町市>

- 1 特別支援学級への入級の場合
- 2 転居（予定）の場合
- 3 留守家庭の場合
- 4 疾病等の理由による場合
- 5 教育的配慮の場合
- 6 兄弟姉妹の場合
- 7 小中一貫校への就学の場合

<柏崎市>

- 1 教育的配慮を必要とする場合
- 2 転居（予定）の場合
- 3 留守家庭の場合
- 4 学区外通学の小学校から同一地域の中学校に入学する場合
- 5 部活動を理由とする場合
- 6 兄弟姉妹が学区外通学をしている場合
- 7 特認校へ就学する場合
- 8 その他